世界の幸せをカタチにする。
Creating Peace & Happiness for the World
Musashino University
武蔵野大学 学術機関リポジトリ
Musashino University Academic Institutional Repository

民法上の正当防衛における第三者の被害は誰が賠償するべきか：イタリア民法を手がかりに

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2020-01-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鈴木, 清貴 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1109

民法上の正当防衛における第三者の被害は誰が賠償するべきか
―イタリア民法を手がかりに―

鈴　木　清　貴

1．はじめに
2．イタリア民法
（1）前提
（2）侵害者の不法行為責任は肯定される
（3）侵害者の責任と防衛者の責任は併存する
（4）防衛者の求償権
（5）まとめ
3．考察
（1）日本の議論状況
（2）侵害者の責任
（3）侵害者の責任と防衛者の責任は併存するか
（4）防衛者の求償権

1．はじめに

Aからの侵害行為を避けるために防衛者Bが第三者Cに対して損害を被らせるという民法上の正当防衛によって生じる第三者の被害を賠償すべき者として侵害者と防衛者を考えることができる。この場合、日本民法720条1項ただし書は侵害者の責任を規定しているが、立法論としては防衛者の責任をいう立場もある。前稿では防衛者の責任を認めているイタリア民法の考察

に基づき、日本における防衛者の責任の可能性を探った[1]。本稿では、防衛者の責任を承認するとして、この責任と侵害者の責任はどのような関係に立つことになるのか、日本法においては立法論となるが、あり得べき不法行為法改正を想定しながら、さらに研究を進めるものである。日本においてもいくつかの立法提案もすでに存在しているので、イタリア民法を分析し、イタリア民法の観点から、これら日本の立法提案を考察することによって、日本で正当防衛制度を再構築する場合にはどのような点に留意するべきかを示すことを本稿の目的とする。

冒頭の設例は、イタリアでは必要状態の一場面として位置づけられている（イタリアの必要状態の定義は下記民法 2045 条を参照）。あらかじめイタリアの法状況を簡単にまとめると、危険の状況が故意又は過失により侵害者（イタリアではこの者を「第三者」と呼ぶことが多い）によって引き起こされたならば、被害者は、被った損害の完全な回復から構成された単一の限度で、侵害者に対する損害賠償の訴えも、損害をもたらした者（防衛者）に対する補償の訴えもすることができる[2]。侵害者の責任は不法行為責任であり民法 2043 条に基づく。防衛者の責任は民法 2045 条に基づくものである。侵害者の責任と防衛者の責任は併存しているが、判例によれば両者は選択的な関係にある。イタリアの法状況はどのような論理、どのような価値判断のもと、成立したのか。本稿ではこのことを 2. で分析し、これをもとにして 3. で日本法（立法提案）の考察を行うこととする。なお、本論に入る前に、以下、イタリア民法 2043 条と 2045 条を掲げておく。

民法第 2043 条（不法行為による損害賠償）
故意または過失あるいかなる行為も、他人に違法の損害を惹起するものは、その行為を犯した者をしてその損害を賠償すべき義務を負わしめる[3]。

民法第 2045 条（必要状態）
加害行為をなした者が、人身に対する重大な損害の現在の危険から自己ま

たは他人を救済する必要上やむを得なかったときで且つその危険が彼により任意に惹起されたものではなく、またそれが他の方法では避けられなかったときは、被害者に対し、その額については裁判官の公平な評価に一任されている補償が負担される[4]。

2．イタリア民法

（1）前提

日本民法では侵害者の責任が問われる場面を正当防衛の制度で扱っているが、イタリア民法では必要状態の制度で扱っている。イタリアでいう必要状態を引き起こした者が、日本でいう侵害者にあたる（なお、イタリアではこの者のことを第三者と呼ぶので注意が必要となる）。イタリアでいう必要状態により加害行為を余儀なくされた者が、日本でいう防衛者にあたる。本稿ではもっぱらイタリア民法に関する記述においても侵害者・防衛者という用語を用いることとしたい。

以下、イタリア民法では、「colpa di terzo（第三者の過失）」と呼ばれる論点を考察していくが[5]、想定されている典型例は次のようなものである。乗り物の運転手が、過失により道路を横切った他の乗り物との衝突を避けるために、選択の余地なくハンドルを切り、あるいは突然にブレーキをかけ、歩行者を害した、という場面である[6]。

（2）侵害者の不法行為責任は肯定される

現在でこそ防衛者の責任を認める民法 2045 条は侵害者に過失のある場面においても適用されることが当然とされているが[7]、当初の 2045 条の解釈は、自然災害のように危険を生み出した者がいない場合に適用されるものであると考えられていたというのである[8]。これによれば、そうした主体がある場合には、2045 条はもはや適用されない。つまり上述の典型例のような侵害者の侵害を避けるため防衛者が被害者に損害をもたらした場面では、侵害者には、民法 2043 条により、その過失に基づき、不法行為責任が認められ、

侵害者のみが責任を負担するというのである。しかし、因果関係という点で見てみると、防衛者の行為が介在しているのであり、侵害者の行為と被害者の損害との間の直接の因果関係が肯定されて、侵害者の責任が直ちに認められるというわけでもないのである。

ルビーノ博士（ローマ大学教授）は、以下のように説明する[9]。もともと不法行為に関するイタリア民法 2056 条（損害の評価）1 項は、「被害者に支払われる賠償は、第 1223 条、第 1226 条および第 1227 条の諸規定に従って決定されなければならない[10]。」と定め、そこに掲げられている 1223 条（損害賠償）は、「不履行または遅延による損害賠償は、その直接の結果である限り、債権者の蒙った損害およびその失った利得を包含しなければならない[11]。」と規定している。つまり債務不履行の場合と同様に不法行為の損害賠償においても、損害の直接性（行為と損害の直接の因果関係）が要求されているということである。このことからすれば、被害者の損害が賠償されるためには、侵害者の過失ある行為と損害との間の直接性が必要となるのであるが、いま直面している事例ではむしろ防衛者の加害行為によって被害者は損害を被ったのであり、防衛者の行為と被害者の損害との間の直接性こそが存在するのである。侵害者の行為と被害者の損害との間の直接性は認められないとも考えられる。とくに被害者に損害をもたらした防衛者の加害行為は生じうる唯一の行為ではなく、この被害者とは別の者に損害を生じさせる加害行為もまたありえたのである。つまり侵害者の行為の結果は、防衛者の加害行為が誰に向かうかにより異なるものとなりうる。それゆえ、防衛者の行為は侵害者の行為の必然的な唯一の結果とはいえないのである。

このように考えることはできるものの、ルビーノ博士の主張は、侵害者の不法行為を否定するというものではない。むしろ侵害者の不法行為責任の成立を肯定するために、それでも侵害者の行為と被害者の損害との間に直接の因果関係が認められるのは、ことがらの本質によるものではなく、必要状態という実定法上における重要性に基づくものである、ということを強調し、「第三者（筆者注：侵害者のこと）の行為は損害の直接の原因で

あるとみなされうる。というのも、それは他方必要とされた行為（筆者注：防衛者の行為のこと）の直接のそして唯一の原因であるから。必要とされた行為は、もしそうでなければ、生じえなかった（ここでもう一度 causa causae est causa causati（原因の原因は結果の原因である[12]）」とされている[13]。

（3）侵害者の責任と防衛者の責任は併存する

さて、侵害者の不法行為責任が認められるのだとして、その場合に、民法2045条による防衛者の責任（公平に基づく責任）は維持されるのか。それとも排除されるのか。イタリアでは、どちらの見解も存在する。

当初の判決（例えば破毀院民事部1950年8月23日判決[14]）は、防衛者の責任を排除する立場を採っていたようである。この立場を支持するある見解によれば、侵害者の行為によって出来事の責任は完全に吸収され、防衛者には責任は割り当てられないということになる[15]。侵害者の行為は、偶然の場合（caso fortuito）であり、防衛者の行為と結果との間の因果関係を中断するからである[16]。

これに対して、ルビーノ博士の見解がそうであったように、防衛者の行為が被害者に発生した損害の直接の原因であると考えるならば、民法2045条による防衛者の責任は維持されることとなる。破毀院連合部1953年2月21日判決[17]はこの立場を採用している。支配的な学説もこの立場である[18]。

判例の傾向の概要を示すものとして、破毀院民事部1972年6月21日判決[19]があげられている[20]。その要旨は次のようなものである。

「民法2043条と2045条の結び合わされた規定により、必要をもたらした者に対する賠償の訴えおよび必要とされた者に対する補償の訴えは、相互の従属関係なくして、賠償の要求の完全な満足によって構成された単一の限度で、選択的に提出することができる。従って、被害者は損害を過失によって惹起した者によって完全には賠償されなかった場合、代わりにするそして完全にする目的を有する補償の訴えに進むことができる。」

なお、上記判決とは反対に、破毀院民事部1978年9月8日判決[21]は、侵

害者の責任と防衛者の責任の併存を前提として、防衛者による補償の支払いだけでは満足のいく回復が得られなかった被害者はその差額について侵害者に対してさらに訴えを提起することができるとしている。

いずれにしても、イタリアでは、被害者は選択的に、侵害者に対しても防衛者に対しても、賠償ないしは補償を請求することができるというのである。これは、侵害者の支払不能は、被害者によってではなく、損害をもたらす行為により恩恵を受けた者により負担されるべきであるという価値判断によって支えられているようでもある[22]。

（4）防衛者の求償権

しかし、侵害者の賠償責任と防衛者の補償責任があるとして、例えば防衛者が被害者に補償金を支払った場合、防衛者は侵害者に対してその被害者に支払った補償金の分の払戻の訴えを提起することができるのかが問題となる。防衛者が被害者に対してする民法 2045 条に基づく補償の金額については、侵害者と防衛者は連帯して責任を負担するという考え方はありうる[23]。ただし、この補償の金額は、侵害者が本来負担するべき被害者の被害についての全部の賠償に至るものではないと考えられている[24]。

さらに学説の一部には、防衛者が被害者に一定の補償の額を支払った場合に、この防衛者には原因行為者である侵害者に対する民法 2055 条 2 項の意味における求償権（補償の名目で支払われた金額をもう一度手にするための）が属するとするものがあり[25]、破毀院連合部 1962 年 8 月 20 日判決[26]もこれを肯定した。なお、民法 2055 条は、次のような規定である。

民法 2055 条（連帯責任[27]）

第 1 項　加害行為が数人の者に帰せられる場合には、全員が連帯してその損害賠償の義務を負う。第 2 項　損害を賠償した者は、それぞれの過失の軽重およびその生じた結果の全体から決定される範囲で、他の各人に対し、求償権を有する。第 3 項　その疑わしい場合には、各人の過失は相等しい

ものと推定される。

しかし、侵害者の負担する民法 2043 条に基づく「賠償（risarcimento）」と防衛者の負担する民法 2045 条に基づく「補償（indennità）」は、被害者の満足を図るという点では同じ機能を有するのだとしても、その要件や基準という点ではまったく異なるのである[28]。それゆえ、侵害者と防衛者が同じ給付に義務づけられることはできないという批判も一方では存在する[29]。こうしたことから、被害者に補償を支払った防衛者からする当該支払った金額を侵害者に対して請求する訴えは、真の意味での（民法 2055 条 2 項の意味での）求償の訴えとして理解することはできないとする有力な学説も存在する[30]。想定されている場面では、「ただ一つの行為の責任を複数の有責者の間で分割することが問題ではない[31]」（すなわち連帯責任の場面ではない）ともいえる。

それでは防衛者から侵害者に対してする訴えの性質はどのようなものであるかといえば、結局それは、民法 2043 条に基づく不法行為の訴えということになる[32]。この訴えによって、防衛者は、いま問題としている被害者に対して支払った補償の額だけでなく、防衛者自身が負った損害についても、侵害者に対して賠償請求することができる[33]。

（5）まとめ

繰り返しになるが、これまでの考察をまとめておこう。

イタリアでは民法 2045 条が必要状態に置かれた者（本稿で想定している防衛者）の加害行為によって損害を被った者に対する加害行為者の公平に基づく「補償」責任を規定している。必要状態を生じさせた故意・過失のある原因行為者（本稿で想定している侵害者）がある場合、イタリアの判例・学説は、この原因行為者の民法 2043 条による不法行為に基づく損害「賠償」責任を被害者に対して認めている。

原因行為者＝侵害者に、被害者に対する賠償責任が認められても、加害行

為者＝防衛者の「補償」責任はなお認められるのか。侵害者の責任に一本化する説と侵害者の責任とは別に防衛者の責任の存続を認める説とが存在する。イタリアでも議論のあったところである。現在では、判例と通説は、侵害者の「賠償」責任と防衛者の「補償」責任が併存することを支持している。被害者は侵害者に対する訴えも防衛者に対する訴えも損害の一倍額の範囲で選択的に行使することができる。

被害者は侵害者に対する賠償の訴えを先に選択して行使したところ、それでも被害の完全な賠償が得られなかった場合には、防衛者に対する補償の訴えを行使することができる（破毀院民事部 1972 年 6 月 21 日判決）。また、被害者が防衛者に対する補償の訴えを先に選択して行使した場合に、完全な回復を目指して、補償によって得られなかった差額について侵害者を訴えることができる（破毀院連合部 1978 年 9 月 8 日判決）。

ここで防衛者が被害者に対してした補償の全額を侵害者に対して請求しようとする場合、その法的構成はどのようなものとなるか。この請求を連帯責任を定める民法 2055 条 2 項に基礎づける考え方がある。防衛者の侵害者に対する請求は連帯責任を負う者同士の求償権として理解される。しかし、侵害者が負担するのは「賠償」責任であり、防衛者が負担するのは「補償」責任である。それぞれの成立要件や基準が異なるものであることから、防衛者の侵害者に対する請求を民法 2055 条 2 項の意味での求償権と見ることはできないとする考え方も根強い。このような考え方からは、防衛者の侵害者に対する請求は、不法行為に基づく損害賠償請求（民法 2043 条）として基礎づけられる。防衛者が被害者に対して支払った補償を侵害者の行為によって防衛者に発生した損害であると見て、防衛者はその損害を侵害者に対して請求すると構成するのである（民法 2043 条）。

3．考察

（1）日本の議論状況

日本において防衛者の責任を検討するものは多くはない。ここでは、前稿

に引き続き[34]、幾代通博士の主張、不法行為法研究会によるリステイトメント条文（ただし立法論）、民法改正研究会による『日本民法改正試案』（仮案〔平成21年1月1日案〕）という3つの提案を取り上げることとする。以下では、イタリア民法の分析によって得られた知見から、これらの提案を考察し、日本において防衛者の責任を導入するとすれば、どのような点に留意すべきであるかを述べていくことにする。

まず、それぞれの提案内容を紹介する。

幾代説は次の通りである（なお、引用文中のPは原因行為者（侵害者）、Qは被害者、Dは緊急行為者（防衛者）を指している）。

「妥当な立法政策として、有責原因者Pが存在する場合であっても、緊急行為者Dには、一般原則どおりの不法行為責任を認めるべきである。なお、Qの損害については、Pもまた不法行為に基づく賠償義務を負い、このD・P両者の義務は、Qに対する関係では一種の不真正連帯債務の関係に立つことになろう。そして、Dの選んだ緊急行為にそれとしての合理的必要性が認められ、かつPに対する責任追及に無資力その他の事実上・法律上の支障が無いかぎりは、実際問題としては、QはPのみを相手に責任追及をするであろうと思われる[35]。」

なお、幾代博士はPの不法行為責任につき、現行法の解釈であるが、その体系書の中で、PとQの関係は、「中間者のやむをえない行為によって因果関係の連なったところの（無責の中間者をいわば道具に使っての）、通常の不法行為の問題である[36]。」とされている。

不法行為法研究会によるリステイトメント条文は、次の通りである[37]。

第720条（避険行為）

①他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利を防衛するために、やむを得ず不法行為者に対して加害行為を行った者は、損害賠償の責に任じない。

②前項に定める場合のほか、人身に対する重大な侵害を生ずべき急迫した

危難から自己又は他人を防衛するために、やむを得ず加害行為を行った者については、裁判所は、その損害賠償責任を軽減又は免除することができる。但し、当該の危難が加害者自身の故意又は過失によって惹起されたものであるときは、この限りでない。

民法改正研究会による『日本民法改正試案』（仮案〔平成 21 年 1 月 1 日案〕）は、次の通りである [38]。

658 条（ママ） 正当防衛及び緊急避難
1 項「他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するために、やむを得ず不法行為者に対して加害行為をした者は、損害賠償の責任を免れる。」
2 項「急迫した危難から自己又は他人を防衛するために、やむを得ず加害行為を行った者については、裁判所は、当該危難と加害行為の状況を考慮し、その損害賠償責任を軽減又は免除することができる。この場合において、当該の危難が不法行為によるものであるときは、被害者からその不法行為者に対する損害賠償の請求をすることを妨げない。」

（2）侵害者の責任

幾代説、日本民法改正試案では、侵害者の責任が認められる。リステイトメント条文は、その規定からは侵害者の責任をどのように扱うか不明である（防衛者の責任を導入して、侵害者の責任をないものとするとも見られるし、不法行為の一般規定でその責任は当然に認められるということかもしれない）。幾代説（立法政策）、日本民法改正試案ともに、その論理は明らかではない。幾代博士は、上述のように、体系書で侵害者の不法行為責任の論理を示されている。防衛者（中間者）を道具に見立てた因果関係論である [39]。

イタリア民法は、防衛者（必要状態に置かれた加害行為者）の責任は 2045 条で規定されているものの、侵害者（必要状態を引き起こした者）の

責任については規定を有していなかった。現在は判例・学説とも、民法2043条という不法行為の一般規定で、この責任（過失責任）を承認している。侵害者の責任を認めるという点では、日本の法状況と違いはない。侵害者の不法行為責任を支える論理として、causa causae est causa causati（原因の原因は結果の原因である）という法格言が指摘されることがある点が注目される。

（3）侵害者の責任と防衛者の責任は併存するか

幾代説（立法政策）および日本民法改正試案では、侵害者の責任と防衛者の責任の併存が認められている。リステイトメント条文では防衛者の責任が導入されているが、侵害者の責任と併存するかは明らかではない。

イタリア民法は、2043条に基づき侵害者の不法行為責任を解釈により導き、2045条の防衛者の責任に付加する形となった。現在の理解としてはそれでよいのであろうが、しかしもともとは2045条は、自然災害における必要状態（緊急避難）のような侵害者のない場合に適用されるものと考えられていたようでもあり、その意味では、この問題は、侵害者の責任が防衛者の責任に付加されたというよりは、侵害者の不法行為が認められる場合に、なお防衛者の責任は成立するかという問題としてとらえることもできるのである。このように見ると、イタリア民法は、侵害者の不法行為責任に加えて防衛者の責任の導入を検討する日本の法状況と同様の状況にあったということができる。イタリアが選んだのは、侵害者の責任と防衛者の責任を選択的に併存させるという方法であった（破毀院民事部1972年6月21日判決参照）。侵害者の不法行為責任を判例・学説が肯定して、その際、防衛者の責任は適用しないとする解釈をさらに展開することはできたし、現にそのような判例・学説も存在していた。しかし、イタリアではそのような立場は通説の位置を獲得することができなかった。日本法を検討する上で、このことは大いに留意すべきことがらである。つまり、経緯は異なるのであるが、結果として、日本の現行民法720条1項ただし書がするような、単純に侵害者の責任に集

中させるという方法は採用されなかったのである。それは、侵害者の支払不能は、被害者によってではなく、損害をもたらす行為によって恩恵を受けた者により負担されるべきであるという考え[40]により正当化されるようでもある。

（4）防衛者の求償権

幾代説（立法政策）によれば、侵害者の不法行為責任と防衛者の不法行為責任（幾代説では防衛者は免責されない）は、一種の不真正連帯債務の関係に立つとされている。リステイトメント条文と日本民法改正試案では、その可能性はあるものの（特にリステイトメント条文では侵害者の責任を認めるのかどうかがそもそも明らかではない）、侵害者の責任と防衛者の責任の関係をどのように解するのかは明らかではない。

しかし幾代説においても、両者の関係が一種の不真正連帯債務の関係に立つとされるだけで、それがなぜそのような関係に立つのか、不真正連帯債務の関係に立つとすることでいかなる効果を狙っているのか、ということまでは、やはり明らかではない。

一般に不真正連帯債務とは、「多数の債務者が同一の内容の給付について全部を履行するべき義務を有し、しかも、一人の債務者が弁済をすれば全債務者が債務を免れる点においては、連帯債務とまったく同様だが、連帯債務と異なり、各債務者の債務は主観的に共同の目的を有するものではなく、その間に関連がないもの[41]」をいうとされている。それゆえ、不真正連帯債務は、①一人の債務者について生じた事由は他の債務者に対して影響を及ぼさない（絶対的効力がない）、②各債務者間に負担部分がなくそれに基づく求償権も発生しない、というところに特徴がある[42]。しかし、実際には、使用者責任や共同不法行為の賠償義務者間での求償権行使は認められている。また、2020 年から施行される改正民法では、連帯債務の影響関係につき、絶対的効力事由が限定的なものとなった（現行法で絶対的効力が認められていた履行の請求（現行 434 条）、債務の免除（現行 437 条）、時効の完成（現

行 439 条）が削除され、改正法では相対的効力事由とされた）。そうすると、影響関係において弁済以外に絶対的効力がないという不真正連帯債務の特徴の一つが薄れ、不真正連帯債務概念の存在意義も問われることになるだろう[43]。不真正連帯債務をめぐる議論状況自体が混沌としているところ、この概念からどのような効果が導かれるか（例えば、後述の求償権の発生）ということを検討することは、あまり有益なこととはいえないのかもしれない。

イタリア民法の観点からは特に責任負担者間で求償権が発生するかどうかに関心が寄せられる。求償権の発生を認めるか、そしてその法的な基礎づけをどのようにするかは正当防衛という制度の設計にもかかわってくる問題でもある。イタリアでは、不法行為の連帯責任規定（民法 2055 条）に基づいて、被害者に対して補償を支払った防衛者がその支払った額を侵害者に対して求償することを肯定する説も存在するが、むしろ注目するべきは、それを否定する説の二つの論拠である。イタリアでは、侵害者の責任は損害の完全な賠償、防衛者の責任は裁判官の評価による公平の補償であり、その成立要件・基準が異なる。責任の内容が異なるのに、両責任を連帯責任規定に託するということに抵抗があるということである。そうはいっても、この論拠は、さしあたりはイタリアに固有のものかもしれない。もう一つの論拠がより重要である。民法 2055 条の連帯責任規定における求償は、ただ一つの行為の責任を複数の有責者の間で分割する、割り当てるということであるが、侵害者と防衛者の関係はそうしたものではないということである。否定説からは、むしろ防衛者が被害者に対して支払った補償の金額は、侵害者の防衛者に対する不法行為から発生した損害として扱われる。侵害者と防衛者の関係をこのように見るとき、責任の最終的負担者は侵害者ということになる。つまり、連帯責任の関係においては見られなかった、「責任負担の序列関係[44]」が生じてくるということであり、それはまさに正当防衛という制度の設計にかかわることがらなのである[45]。こうすると、イタリア民法は、被害者に対して侵害者と防衛者という二つの選択的な請求先を準備しながら、その責任を侵害者に集中させて最終的な負担者とすることを企図しているとも見えてくる

のである。

1　鈴木清貴「民法上の正当防衛における防衛者の責任の可能性－イタリア民法を手がかりに－」『民法と金融の新時代』（池田真朗先生古稀記念論文集）（慶應義塾大学出版会）所収（近日刊行予定）。

2　A. Torrente e P. Schlesinger, Manuale di diritto privato, a cura di F. Anelli e C. Granelli, Giuffrè, Milano, 2017, 23a edizione, § 458, p. 926.

3　翻訳は、風間鶴寿訳『全訳イタリア民法典〔追補版〕―民法・商法・労働法―』（法律文化社・一九七七年）308 頁による。

4　風間・前掲訳 308 頁に依拠しつつ、一部を改めた（施線部。Stato di necessità の訳語を「緊急避難」から「必要状態」に、indennità の訳語を「賠償」から「補償」に改めた）。

5　以下、イタリア民法に関する本章の記述は、その多くを A. Diurni, Commento all'art. 2045, in P. Cendon (a cura di) , Commentario al codice civile, Giuffrè, Milano, 2008, p.627-630. に依拠している。多くなりすぎてしまうため、一つ一つの記述につき注を施していないところもあるが、どうかお許しいただきたい。

6　D. Rubino, Osservazioni in tema di stato di necessità e concorso di persone nel fatto colposo, in Rivista giuridica della circorazine e dei trasporti, 1953, 202, ora in Studi giuridici, Giuffrè, Milano, 1970, p. 489. その他の著名な私法概説書も同様の設例を掲げている。F. Galgano, Diritto privato, Cedam, Padova, 2010, 15a edizione, p. 371 ; A. Torrente e P. Schlesinger, op. cit.,

7　Galgano, op. cit., p. 371.

8　B. Inzitari, voce Necessità (dir. priv.), in Enciclopedia del diritto, ＸＸⅦ, Giuffrè, Milano, 1977, p. 865.

9　Rubino, op. cit., p. 489.

10　風間・前掲訳 310 頁。

11　風間・前掲訳 197 頁。

12　この法格言の翻訳は、柴田光蔵『法律ラテン語格言辞典』（玄文社・1985 年）24 頁に依ったものである。

13　Rubino, op. cit., p. 489.

14　Cass. civ. 23 agosto 1950, n. 2531, Responsabilità civile e previdenza, 1950, 434. ただし未見。

15　M. Pogliani, Responsabilità e risarcimento da illecito civile, Giuffrè, Milano, 1969, seconda edizione riveduta e ampliata, p. 86.

16　Pogliani, op. cit., p. 87.

17 Cass. civ. sez. un. 21 febbraio 1953 n. 427, in Foro It., 1953, Ⅰ, 798.
18 Rubino, op. cit., p. 490 ; Inzitari, op. cit., p. 865.
19 Cass. civ. 21 giugno 1972, n. 2025, Responsabilità civile e previdenza, 1973, 114. なお、Diurni, op. cit., p. 628 の判決要旨を参照した。
20 Diurni, op. cit., p. 628.
21 Cass. civ. 8 settembre 1978, n. 4074. なお、Diurni, op. cit., p. 571-572 の判決要旨を参照した。
22 Diurni, op. cit., p. 630.
23 Rubino, op. cit., p. 491 ; Inzitari, op. cit., p. 865.
24 Diurni, op. cit., p. 629 ; Inzitari, op. cit., p. 865.
25 M. Franzoni, L'illecito, in M. Franzoni (diretto da), Trattato della responsabilità, Ⅰ, Giuffrè, Milano, 2010, 2a edizione, p. 1169.
26 Cass. sez. u., 20 agosto 1962, n. 2603, Giustizia civile, 1963, Ⅰ, 827. ただし未見。
27 風間・前掲訳 310 頁。
28 Diurni, op. cit., p. 629. 侵害者のする「賠償」(risarcimento) と防衛者のする「補償」(indennità) の違いについては、鈴木清貴・前掲「民法上の正当防衛における防衛者の責任の可能性－イタリア民法を手がかりに－」で論じたので、ご参照をお願いする次第である。
29 Diurni, op. cit., p. 629 ; Inzitari, op. cit., p. 865.
30 Rubino, op. cit., p. 491 ; Inzitari, op. cit., p. 865.
31 Diurni, op. cit., p. 630.
32 Diurni, op. cit., p. 630.
33 Diurni, op. cit., p. 630.
34 鈴木清貴・前掲「民法上の正当防衛における防衛者の責任の可能性－イタリア民法を手がかりに－」参照。
35 幾代通「民事上の正当防衛・緊急避難と第三者被害」法学 48 巻 3 号 352 頁（1984 年）。
36 幾代通（徳本伸一補訂）『不法行為法』（有斐閣・1997 年（初版 5 刷））103 頁。
37 幾代通「連載・日本不法行為法リステイトメント⑭　正当防衛・正当行為など（上）―避険行為」ジュリスト 901 号 85 頁（1988 年）。
38 民法改正研究会（代表　加藤雅信）『民法改正と世界の民法典』（信山社・2009 年）646 頁。なお、民法改正研究会（代表・加藤雅信）編『民法改正　国民・法曹・学界有志案』（日本評論社・2009 年）229 頁にある 661 条も同様の規定である。
39 この論理とその批判的検討を含め、侵害者の責任を論じたものとして、鈴木清貴「民法上の正当防衛における第三者の救済―侵害者の責任―」滝沢昌彦ほか編集委員『民事責任の法理』（円谷峻先生古稀祝賀論文集）（成文堂・2015 年）439 頁、同「民法上の正当防衛における侵害者の責任根拠」愛知大学法学部法経論集 205 号 36 頁（2016 年）。
40 Diurni, op. cit., p. 630.

41　我妻榮ほか『第 2 版　我妻・有泉コンメンタール民法－総則・物権・債権－』（日本評論社・2008 年）797 頁。ただし、このような定義の不十分さも指摘されている（中田裕康『債権総論第三版』（岩波書店・2014 年（2 刷））464 頁）。

42　我妻榮ほか・前掲『第 2 版　我妻・有泉コンメンタール民法－総則・物権・債権－』797 頁。

43　このことにつき、石田剛＝荻野奈緒＝齋藤由起『債権総論』（日本評論社･2018 年）165 頁以下（齋藤由起執筆）。

44　この表現は、浦川道太郎「補充的責任」法律時報 60 巻 5 号 19 頁（1988 年）で用いられている。

45　なお、こうした求償の連鎖を避けるために現行の民法 720 条 1 項ただし書は制定された（梅謙次郎発言）。このことにつき、鈴木清貴・前掲「民法上の正当防衛における第三者の救済―侵害者の責任―」444 、446 頁。